

# 令和元年第5回南島原市教育委員会定例会

日時 令和元年5月29日(水) 午後1時30分

場所 南有馬庁舎 2階会議室

## 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第27号 史跡原城跡・日野江城跡専門委員会条例の一部を改正する条例の提出について

議案第28号 教育財産の用途廃止について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

## 南島原市教育委員会定例会教育長報告

### ○平成31年4月の諸会議並びに諸行事

- 26日(金) 14:00 教育委員会定例会(南有馬庁舎)  
16:00 喜寿記念第5回最上静山書展「最上典政」氏表敬訪問(南有馬庁舎)
- 27日(土) 10:00 自然と遊ぼう2019(ありえ俵石自然運動公園)

### ○令和元年5月の諸会議並びに諸行事

- 7日(火) 9:00 南島原市校長会総会(コレジヨホール)  
10:15 「平成31年度子供の読書活動優秀実践団体に対する文部科学大臣表彰」の被表彰市長報告(西有家庁舎)
- 8日(水) 19:00 令和元年南島原市青年団連絡協議会総会(布津公民館)
- 10日(金) 10:00 南島原市教頭会総会・第1回研修会(コレジヨホール)
- 11日(土) 15:00 平成31年度南島原市PTA連合会総会(カムス)
- 12日(日) 9:00 南島原市立中学校体育大会参観(南有馬中学校)
- 13日(月) 13:30 島原半島租税教育推進協議会総会(島原市)
- 14日(火) 10:00 2019年度島原更生保護女性会総会(島原市)  
19:30 平成31年度南島原市スポーツ推進委員会総会(南有馬庁舎)
- 15日(水) 18:00 中学・高校教育懇談会(原城の宿城)
- 16日(木) 9:30 部局長会議(西有家庁舎)  
10:30 まち・ひと・しごと創生本部会議(西有家庁舎)  
15:00 世界遺産市民協働会議(マーキーズ)
- 17日(金) 13:00 長崎県立口加高等学校福祉科開科記念式典・祝賀会(口加高校・真砂)
- 18日(土) 9:30 令和元年度島原半島退職校長会定例総会南島原大会(島原市)
- 19日(日) 9:00 南島原市立中学校体育大会参観(市内中学校7校)
- 20日(月) 9:20 目標管理制度当初校長面談(～21日)(南有馬庁舎)
- 21日(火) 10:00 平成31年度市町村教育委員会連絡協議会総会及び研修会(諫早市)

- 22日(水) 終日 第71回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会(～26日)(富山市)
- 27日(月) 14:00 令和元年度第1回島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会(島原市)
- 28日(火) 終日 行橋市防災食育センター視察研修(福岡県行橋市)

議案第 27 号

史跡原城跡・日野江城跡専門委員会条例の一部を改正する条例の  
提出について

提案理由

史跡原城跡・日野江城跡の保存活用計画等の策定するに当たり、専門  
委員会に特別の事項を調査審議する特別委員及び分科会を置くため、所  
要の改正を行う条例を議会に提出するもの。

令和元年 5 月 29 日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

## 史跡原城跡・日野江城跡専門委員会条例の一部を改正する条例

史跡原城跡・日野江城跡専門委員会条例（平成29年南島原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「組織し、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する」を「組織する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 専門委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条第3項及び第4項中「委員の」を「委員及び議事に関係のある特別委員の」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

### （分科会）

第8条 専門委員会が必要と認めるときは、専門委員会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、委員長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。

3 分科会に、分科会長を置き、委員及び特別委員の互選によりこれを定める。

4 分科会の会議は、分科会長が招集する。

5 分科会長は、分科会の会議の議長となる。

6 前各項に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

第5条を第6条とする。

第4条に次の1項を加える。

3 特別委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

### （委嘱）

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

史跡原城跡・日野江城跡専門委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(組織)</p> <p>第3条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p><u>2 専門委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。</u></p> <p>(委嘱)</p> <p>第4条 <u>委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>2 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 特別委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</u></p> <p>(委員長)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 専門委員会は、委員10人以内をもって<u>組織し、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員長)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(会議)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p>

- 2 (略)
- 3 専門委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(分科会)

第8条 専門委員会が必要と認めるときは、専門委員会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、委員長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、委員及び特別委員の互選によりこれを定める。
- 4 分科会の会議は、分科会長が招集する。
- 5 分科会長は、分科会の会議の議長となる。
- 6 前各項に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

(庶務)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

- 2 (略)
- 3 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 (略)

(委任)

第8条 (略)

史跡原城跡・日野江城跡専門委員会条例

(設置)

第1条 史跡原城跡及び日野江城跡の調査、整備、保存及び活用に関する事業について、総合的かつ専門的な指導及び助言を得るため、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、史跡原城跡及び日野江城跡の調査、整備、保存及び活用に関する事項について調査審議を行い、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に指導及び助言を行う。

(組織)

第3条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 専門委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委嘱)

第4条 委員は、学識経験者のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第6条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 専門委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(分科会)

第8条 専門委員会が必要と認めるときは、専門委員会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、委員長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。

3 分科会に、分科会長を置き、委員及び特別委員の互選によりこれを定める。

4 分科会の会議は、分科会長が招集する。

5 分科会長は、分科会の会議の議長となる。

6 前各項に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定



める。

(庶務)

第9条 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

文化財保護審議会委員	日額	6,000
------------	----	-------

」

を

「

文化財保護審議会委員	日額	6,000
史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員	日額	6,000

」

に改める。

議案第28号

教育財産の用途廃止について

提案理由

次の土地・建物の教育財産としての用途を廃止し、市長部局へ普通財産として所管換えしたいので、教育委員会の意見を求める。

令和元年5月29日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

1、用途廃止する財産

旧堂崎小学校木場分校（南島原市有家町原尾2699番地）

建物 延べ700㎡

土地 3,387㎡

2、用途廃止する期日

令和元年5月31日

平成25年度

施設の配置図

縮尺

1 / 500

学校名

堂崎小学校  
木場分校

調査番号

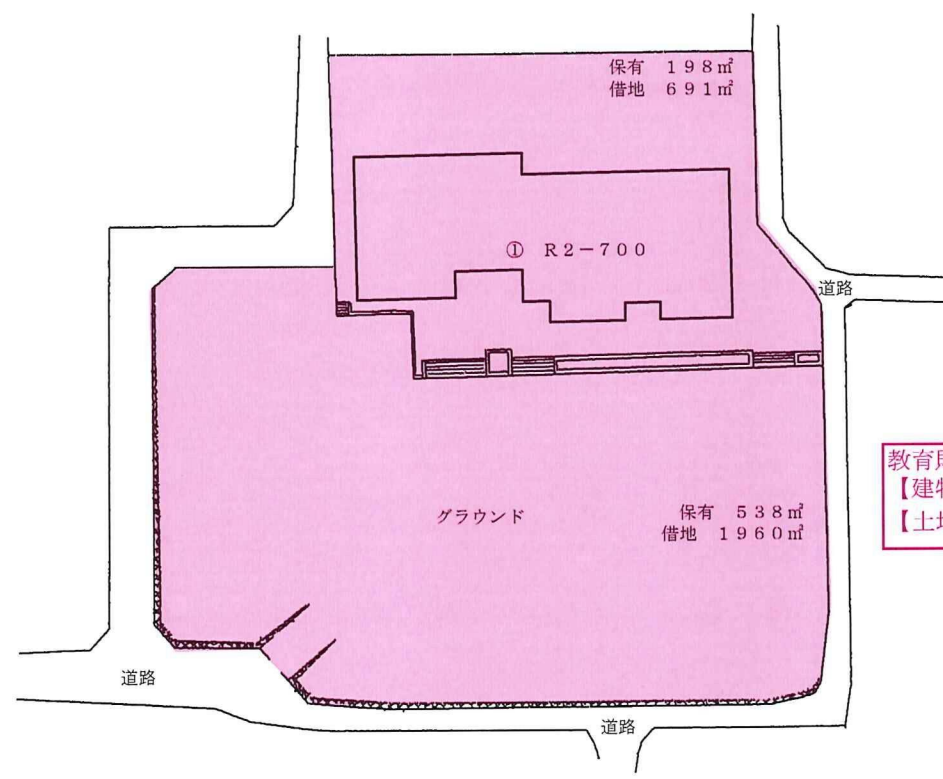
(都道府県) 4 2

(市町村) 2 1 4

(学校) 0 3 3 2

整理番号

- 凡例
- 建物
- ⊙ 未とりこわし建物
  - ⊗ 危険建物
  - ⊕ 借用建物
  - ⊖ 一時使用建物
  - ⊘ 屋外教育環境整備事業によるもの
- 
- ⊙ 倉庫
  - ⊕ 簡易的な小規模構造物
  - ⊗ 吹きさらしの廊下
  - ⊖ 門



教育財産用途廃止面積  
【建物】延床面積 700m<sup>2</sup>  
【土地】敷地面積 3,387m<sup>2</sup>

